

会員各位

「薬局における医療安全管理指針」及び「調剤された薬剤及び医薬品の情報提供等のための業務に関する指針」モデル等の改訂について

平成30年9月

公益社団法人 東京都薬剤師会

平成26年に「医薬品、医療機器等法の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、医薬品医療機器等法）が施行されて4年が経過しました。

また、昨年度には省令改正が行われ、「医薬品の譲受け及び譲渡に関する手順書」「副作用等報告に関する手順書」等が必要となりました。

これらの改正内容を踏まえ、当会は今年、平成19年に日本薬剤師会が示した「医療安全管理指針モデル」、「医薬品の安全使用のための業務手順書モデル」、平成26年に当会が示した「調剤された薬剤及び医薬品の情報提供等のための業務に関する指針モデル」及び「同業務手順書モデル」を改訂しました。

当書はあくまで「モデル」として作成いたしました。このまま薬局の「指針」及び「業務手順書」として使用せず、薬局の日常業務の実情を踏まえて作成する「指針」及び「業務手順書」の改訂にお役立てください。

なお、「指針モデル及び「業務手順書モデル」等は、以下のURLをご参照ください。

URL: <http://www.toyaku.or.jp/improvement/member/support/download02.html#a06>